

## 答 申

### 諮問第8号

#### 第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、平成23年4月28日付けで異議申立人に対して行った、別紙記載の19件の保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、いずれも妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経過

##### 1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「保護条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年4月11日付けで別紙の8から18までの11件、平成23年4月13日付けで別紙の1から7までの7件及び平成23年4月14日付けで別紙の19について1件、合計19件の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

##### 2 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、海草振興局建設部に関係する、別紙の1、6、7、9から14まで、及び16から19までの13件については「作成又は取得していないため」との理由で、別紙の2から5までの4件については「保存期間経過による廃棄のため」との理由で異議申立人の保有個人情報（実施機関が保有する公文書に記載された個人情報のことをいう。以下同じ。）を保有していないとして、また、別紙の8及び15の2件については「開示請求の対象が、第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないため」との理由で、いずれも非開示決定を行い、平成23年4月28日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、別紙の10の開示請求に対して、監察査察課に關係する部分についても非開示決定を行い、平成23年4月22日付け監察第9号で異議申立人に通知している。

##### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年5月9日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分及び和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）に基づく8件の公文書非開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、平成23年4月22日付け監察第9号の非開示決定は、本件異議申立ての対象となっていない。

#### 第3 異議申立ての内容要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、組織的に不正が行われている



なかったことが、当然、妥当である。」との判断が和歌山県情報公開審査会（以下「公開審査会」という。）諮問第57号答申で出されたが、「登記官がコピーした」というのは嘘である。実施機関から法務局に提出された、地図訂正申出書添付の地図訂正同意書の地図では、水路等を示す二本線が地番が付された土地と繋がっている箇所がある。カラー図面も同様である。ところが、同じく法務局に提出された、海草振興局長印の押印がある「原本」の土地所在図では、地番が付された土地との間に境界線が引かれている。つまり、「原本」とは別の地図で同意書を作成しながら、異なる地図である「原本」を法務局へ提出している。カラー図面が「原本」をコピーしたのであれば、当該箇所には「原本」と同様に境界線が引かれていなければならない。また、「原本」をコピーしたのであれば、法務局の処理印も写らなければならないが、カラー図面にはない。よって、実施機関の主張は崩れる。カラー図面は、「原本」を法務局へ提出する前の段階で、実施機関が提出したことに間違いない。

実施機関の主張及びそれを認めた公開審査会諮問第57号答申の判断が覆されたのであるから、実施機関は、非開示該当性を主張できない。

- (5) 実施機関は、誤った地積測量図を訂正することをせず、逆に誤っていたのは公図の方だと決めつけている。また、本来無番地であるはずの土地に既登記地番を付すために個人情報をも不正に収集及び利用しているにもかかわらず、開示請求に対して「作成又は取得していない」「保存期間経過による廃棄のため」との理由により非開示決定を行っている。
- (6) 実施機関は、嘘ばかり言っている。地図訂正を不正に行ったことを隠すため、組織的に証拠を隠滅している。実施機関は、全て事実を明らかにして、違法に行われた地図訂正を取り消し、速やかに旧公図に復元させることにより、異議申立人の所有地が袋地となっている現状を解消させる義務がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報非開示決定通知書、理由説明書及び当審議会の求めに応じて提出した資料並びに審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

##### 1 平成12年度の地図訂正申出事務に関する公文書について

- (1) 本件開示請求は、全て実施機関が平成12年度に行った和歌山市上三毛字東山田地内の地図訂正申出事務（以下「当該地図訂正申出」という。）に関するものであるが、当該地図訂正申出に際して、実施機関において作成又は取得されたことが確実な文書は、次の4種である。

ア 平成13年1月18日付け和歌山財務事務所（以下「財務事務所」という。）受付第44号地図訂正同意願書（以下「財務事務所への同意願書」という。）

イ 「地図訂正の同意について」と題する平成13年1月18日起案「海

建第7110号」の文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）  
ウ 平成13年3月23日付け実施機関の代理人による法務局に対する  
和歌山市上三毛字東山田地内地図訂正申出書（以下「法務局への訂正  
申出書」という。）

- エ 当該地図訂正申出を実施機関から受託した和歌山県公共嘱託登記土地  
家屋調査士協会（以下「協会」という。）から実施機関に提出され  
た業務委託成果品等（以下「協会からの業務委託成果品等」という。）
- (2) 当該地図訂正申出において、実施機関が法務局へ地図訂正の申出をす  
るに当たり、訂正前の公図に存在する白地部分の取扱いについて、国有  
地の管理者である財務事務所の同意を得る必要があった。「財務事務所  
への同意願書」は、実施機関から財務事務所に提出された文書であり、  
財務事務所に現存する。

また、実施機関は、訂正前の公図に存在する国有地である里道、水路  
及び県道の管理者であった和歌山県からも同意を得ていた。「海建第7  
110号起案文書」は、当該地図訂正申出の受託者である協会の担当調  
査士からの同意申請に対して、里道、水路及び県道の管理者である和歌  
山県として同意することについて実施機関が決裁した一件文書で、里道、  
水路及び県道の管理担当課であった管理課の公文書として永久保存され  
ている。

「法務局への訂正申出書」は、実施機関の代理人から法務局に提出さ  
れた地図訂正申出書類であり、法務局に現存する。

「協会からの業務委託成果品等」は、当該地図訂正申出に係る業務完  
了後、受託の成果品として協会から実施機関に提出されたものであり、  
「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」の副本又は  
写しを含む。5年保存の公文書として、当該地図訂正申出の担当課であ  
った海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）で管理されて  
いたが、保存期間経過後の平成18年12月19日に廃棄された。

- (3) カラー図面は、実施機関が作成したものではない。「法務局への訂正  
申出書」添付の地図を基に法務局が作成したものであると思われる。
- 2 当該地図訂正申出に対する保護条例の適用について  
当該地図訂正申出を行ったのは、平成12年度であり、保護条例の全面  
施行は、平成15年7月1日である。したがって、当該地図訂正申出実施  
時においては、保護条例は施行されていない。

### 3 本件処分理由について

- (1) 別紙の1の開示請求に対する非開示決定について

異議申立人は、実施機関が法務局及び財務事務所に提出した判決書写  
しは、裁判所から実施機関に提供されたものだが、保護条例の規定によ  
って本来異議申立人又は〇〇〇〇の同意なく取得することはできないは  
ずであり、かつ、歴史的公文書であるべきはずであるとの認識のもとで、  
「〇〇〇〇又は〇〇からの同意なく裁判所から判決書写しを収集し、利

用できたことの根拠となる文書で、かつ、歴史的文書であるはずの判決書写しが保存期間経過となったことを示すもの」を対象として請求したものと判断した。

実施機関による判決書写しの入手経緯は不明であるが、保護条例施行以前の平成12年度に行った当該地図訂正申出において入手したものであるため、判決書写しの収集及び利用について保護条例の規定は適用されず、本人の同意なく、判決書写しを収集し、及び利用できたことの根拠となる文書は、保有していない。

また、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、平成18年12月19日に廃棄され、その日付が公文書管理簿に記載されており、歴史的資料として和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）に引き継がれていない。したがって、歴史的資料である判決書写しが保存期間経過となったことを示す文書は、保有していない。

以上の理由により、請求対象となる個人情報、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(2) 別紙の2の開示請求に対する非開示決定について

開示請求書に記載されている「承諾書が添付されていない理由を記載した理由書」（以下「理由書」という。）とは、「法務局への訂正申出書」を提出するに当たり、一部土地所有者の承諾が得られなかった理由を記載した文書であり、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」の添付書類である。理由書には判決書写しが添付されており、判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。

上記1(2)で述べたように、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」は、現在も財務事務所及び法務局に保管されているが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間（5年）経過により既に廃棄されていることから、保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行った。

(3) 別紙の3の開示請求に対する非開示決定について

異議申立人は、「法務局への訂正申出書」において、無番地（国有地）が消滅した根拠として、判決書写し中の「無番地が現地に存在しない」との記載が利用されたと主張していることから、この判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。

上記(2)のとおり、法務局に提出された判決書写しは、現在も法務局で保管されているが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間（5年）経過により既に廃棄されていることから、保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行った。

(4) 別紙の4の開示請求に対する非開示決定について

異議申立人は、「財務事務所への同意願書」において、無番地（国有

地)が消滅した根拠として、判決書写し中の「無番地が現地に存在しない」との記載が利用されたと主張していることから、この判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。

上記(2)のとおり、財務事務所に提出された判決書写しは、現在も財務事務所で保管されているが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間(5年)経過により既に廃棄されていることから、保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行った。

(5) 別紙の5の開示請求に対する非開示決定について

「財務事務所への同意願書」に添付されている、実施機関から当該地図訂正申出の委託を受けた協会の担当調査士事務所が不動産登記簿調査を行って作成した「平成12年12月25日和歌山地方法務局閲覧」の土地調書(以下「登記簿調査による土地調書」という。)には、異議申立人の所有地について、所有者が〇〇〇〇〇〇〇〇である「〇〇〇〇」と記載されており、「登記簿調査による土地調書」にある〇〇の情報を異議申立人に係る保有個人情報として請求したものと判断した。

財務事務所に提出された「登記簿調査による土地調書」は、現在も財務事務所で保管されているが、上記1(2)で述べたように、「財務事務所への同意願書」の写しは、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出されたが、保存期間(5年)経過により既に廃棄されていることから、保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行った。

(6) 別紙の6の開示請求に対する非開示決定について

「海建第7110号起案文書」に添付された判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、「海建第7110号起案文書」に判決書写しは当初から添付されていないため、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(7) 別紙の7の開示請求に対する非開示決定について

開示請求書に記載されている「訂正後土地所在図全地番土地の所有者名と同一所有者の土地が複数存在する場合に眼鏡印でくくった朱書きの文書」とは、カラー図面のことであり、現在も「法務局への訂正申出書」とともに法務局で保管されている。カラー図面には、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇が眼鏡印でくくられて「〇〇〇〇」と記載されているため、カラー図面にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。

しかし、カラー図面は、上記1(3)で述べたように、実施機関が作成したものではなく、保有していないため、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(8) 別紙の8の開示請求に対する非開示決定について

異議申立人は、「財務事務所への同意願書」に添付されている判決書

写しは異議申立人の個人情報であるとの認識のもと、当該個人情報を廃棄した事実を記載した公文書を開示請求したものと判断した。判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたと考えられ、それを廃棄した事実を記載した公文書は、海草振興局建設部の公文書管理簿である。

しかし、当該公文書管理簿には、公文書分類番号、公文書名、廃棄年月日等が記載され、個人情報が一切記載されていないため、開示請求の対象が、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないとの理由で非開示決定を行った。

(9) 別紙の9の開示請求に対する非開示決定について

異議申立人は、監察査察監に対し、「登記簿調査による土地調書」中に土地所有者名の記載誤りがあると通報している。これに対し、監察査察監は、平成21年9月3日付けの文書により、通報どおり土地所有者名の記載誤りがあるが、委託先の業者が作成したものであり、現時点で「海建第7110号起案文書」は修正できないと回答している。

これに対し、異議申立人は、開示請求書で、保護条例に基づき当該誤りを訂正しなければならないと主張しており、当該誤りを訂正した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。

実施機関としては、「登記簿調査による土地調書」は、現在も「海建第7110号起案文書」、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」の添付書類として保管され、異議申立人が相続した土地の所有者名が被相続人の「〇〇〇〇」と誤って記載されていることは認識しているが、平成13年3月時点で当該地図訂正申出は完結しており、「登記簿調査による土地調書」を訂正する必要性を認めていない。また、平成20年に異議申立人が関わってくるまでの間、当該地図訂正申出に関する公文書は全く作成していない。したがって、「登記簿調査による土地調書」の訂正を行っておらず、その誤りを訂正した文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(10) 別紙の10の開示請求に対する非開示決定について

実施機関は、「登記簿調査による土地調書」における誤記載についての個人情報利用同意書及び当該地図訂正申出に利用した異議申立人の個人情報の管理についての文書にある保有個人情報を対象とした請求と判断した。

一般に地図訂正申出を行う場合、法務局で公開されている不動産登記簿を調査して土地所有者の情報を収集するが、その際に土地所有者から個人情報の利用同意書を得ておらず、また、地図訂正申出に利用した各個人の個人情報の管理についての文書も作成しないことから、異議申立人に関するものについても、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

- (11) 別紙の 1 1 の開示請求に対する非開示決定について  
請求対象は、保護条例の規定に基づいて提供し利用させた実施機関名が記載され、その証明印が押印された判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報と判断したが、当該地図訂正申出において判決書写しを収集及び利用したのは、保護条例施行以前であり、また、財務事務所及び法務局に現在も保管されている判決書写しには、提供した実施機関名の記載と証明印がないことが確認できることから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。
- (12) 別紙の 1 2 の開示請求に対する非開示決定について  
当該地図訂正申出に利用した判決書写しを保護条例第 6 条第 2 項の規定により、異議申立人以外の者から収集することを相当とする理由を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、当該地図訂正申出は保護条例施行以前の平成 1 2 年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書を作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。
- (13) 別紙の 1 3 の開示請求に対する非開示決定について  
「法務局への訂正申出書」に添付されている判決書写しについて、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、異議申立人以外から収集することを相当とする理由を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、当該地図訂正申出は保護条例施行以前の平成 1 2 年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。
- (14) 別紙の 1 4 の開示請求に対する非開示決定について  
「法務局への地図訂正申出書」とともに現在も法務局で保管されているカラー図面を異議申立人の同意なく当該地図訂正申出に利用した根拠を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、上記 1 (3) のとおり、実施機関はカラー図面を作成又は利用しておらず、また、当該地図訂正申出は保護条例施行以前の平成 1 2 年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。
- (15) 別紙の 1 5 の開示請求に対する非開示決定について  
「海建第 7 1 1 0 号起案文書」だけ保管して、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていた「法務局への訂正申出書」副本等を廃棄した理由を記載した文書及び廃棄した根拠となる公文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断した。  
異議申立人は、平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日付けでカラー図面、理由書及び地図訂正申出書の写しを添付して「公図に係る別紙文書の原本又は控



えと当文書を綴じたファイル」と公文書開示請求書に記載して開示請求を行ったが、実施機関は、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていた「法務局への地図訂正申出書」副本等を対象公文書と特定し、平成20年12月25日付け海建総第234号により保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行っている。

上記1(2)のとおり、「協会からの業務委託成果品等」は、保存期間(5年)経過により既に廃棄されているが、廃棄した理由が記載され、また廃棄したことの根拠となる公文書は、海草振興局建設部の公文書管理簿であり、上記(8)のとおり、当該公文書管理簿には保有個人情報は一切記載されないため、開示請求の対象が、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないとの理由で非開示決定を行った。

(16) 別紙の16の開示請求に対する非開示決定について

保護条例第13条に基づき、実施機関が判決書写しを実施機関以外へ提供した際に、保有個人情報を適切に管理するために講じた措置について記載された文書にある保有個人情報を対象とした請求と判断したが、判決書写しは、保護条例施行以前の平成12年度に実施した当該地図訂正申出において取得し、財務事務所及び法務局に提出したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(17) 別紙の17の開示請求に対する非開示決定について

保護条例第12条に基づき、判決書写しを当該地図訂正申出に利用するための「〇〇〇〇」の同意書又は利用可能とするための文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、当該地図訂正申出は保護条例施行以前の平成12年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(18) 別紙の18の開示請求に対する非開示決定について

「法務局への訂正申出書」に添付されている判決書写しについて、保護条例のいずれの規定を適用して収集又は利用したかを記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求と判断したが、判決書写しは保護条例施行以前の平成12年度に実施した当該地図訂正申出において取得し、法務局に提出したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

(19) 別紙の19の開示請求に対する非開示決定について

開示請求書に記載されている「平成23年3月8日海建総第326号非開示決定」は、「協会からの業務委託成果品等」として提出された「法務局への訂正申出書」副本中の判決書写し等に記載されている〇〇〇〇氏の個人情報を保存期間経過による廃棄のためとの理由で行った非開示決定である。法務局には現在も「法務局への訂正申出書」が保管されて

おり、判決書写し等に〇〇〇〇氏の個人情報が存在しているが、実施機関においては、判決書写し等は、保存期間（５年）経過により平成１８年１２月１９日に廃棄されている。異議申立人は、これでは保護条例第７条に違反し、過去又は現在の事実が合致しないと主張していることから、過去又は現在の事実が「合致する様努めた公文書」にある異議申立人に係る保有個人情報を対象とした請求であると判断した。

しかしながら、当該地図訂正申出は、保護条例施行以前の平成１３年３月に完結しており、保護条例が全面施行された平成１５年７月１日から判決書写し等が廃棄されるまでの間、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努める必要がなく、請求対象となる文書を作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行った。

## 第５ 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### １ 当該地図訂正申出に関する公文書について

- (1) 実施機関は、当該地図訂正申出に際し作成又は取得されたことが確実な文書は第４の１(1)のとおりであり、このうち「海建第７１１０号起案文書」は、当該地図訂正申出の受託者である協会の担当調査士からの地図訂正同意願に対して、里道、水路及び県道の管理者である和歌山県として同意することについて実施機関が決裁した一件文書で、里道、水路及び県道の管理担当課であった管理課の公文書として永久保存されているが、理由書、判決書写し及びカラー図面は、当初から添付されていなかったと主張している。

「海建第７１１０号起案文書」については、公開審査会において、実地調査も含めた詳細な検討がなされている。公開審査会諮問第６２号答申中、「地図訂正の同意について 平成１３年１月１８日起案」が「海建第７１１０号起案文書」に該当するが、同答申第５の１(1)カから、理由書、判決書写し及びカラー図面は、当初から添付されていなかったと見ることが相当である旨判断している。また、カラー図面については、実施機関から法務局への地図訂正申出の後に、法務局において作成された可能性が高いものと考えられる旨判断している。

第３の２(4)で異議申立人が主張しているカラー図面における水路等の境界部分については、異議申立人の主張のとおり、カラー図面では境界線が引かれておらず、一方の「原本」の土地所在図では、境界線が引かれている。また、「原本」には、右端に不動産登記事務取扱手続準則（昭和５２年９月３日法務省民三第４４７３号通達。以下「準則」という。）附録第７５号様式による印版（以下「法務局処理印」という。）の押印があるが、カラー図面にはない。

しかし、一般的に地図訂正の申出がされた場合、その後の現地調査等

を経て、登記官が職権により、地図訂正申出書添付地図に修正を加えたり、申出者に修正させることがある。また、「原本」の土地所在図への法務局処理印の押印は、準則第91条の規定に基づき、登記官が現地調査等を経て、立件することを確定した段階でされるものであり、申出書類が提出された時点でされるものではない。そして、カラー図面と「原本」の土地所在図は、実施機関の印影の位置が同じ場所にあると認識されることから、両者は元は同じ地図であり、「法務局への訂正申出書」の提出時点では、「原本」の水路等の境界線は引かれていなかったが、その後の現地調査等の結果、加筆されたものであり、カラー図面は、「原本」に加筆され、法務局処理印が押印されるまでの間にコピーされた図面を基に作成されたものと見ることが相当である。

- (2) また、実施機関は、「財務事務所への同意願書」は財務事務所に提出された文書であって財務事務所に現存し、「法務局への訂正申出書」は法務局に提出された文書であって法務局に現存しており、それらの写し又は副本等は「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間（5年）経過により平成18年12月19日に廃棄され、その日付が海草振興局建設部の平成12年度公文書管理簿に記載されていると主張している。

一般的に業務を委託した場合、受託者は、委託者に成果品を提出するものと考えられ、実施機関は当該地図訂正申出を協会に委託していることから、受託者である協会は、実施機関が認めるとおり、実施機関に対し、理由書、判決書写し、「登記簿調査による土地調書」等が含まれる「財務事務所への同意願書」の写し及び「法務局への訂正申出書」副本等を成果品として提出したものと考えられる。

「財務事務所への同意願書」の写し及び「法務局への訂正申出書」副本等についても、公開審査会において検討がなされている。公開審査会諮問第62号答申中、「平成13年1月18日付、和歌山財務事務所受付第44号地図訂正同意願書」が「財務事務所への同意願書」に、「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する申出書」が「法務局への訂正申出書」に該当するが、同答申第5の1(2)及び6(2)から、公開審査会は、「協会からの業務委託成果品等」には、「財務事務所への同意願書」の写し及び「法務局への訂正申出書」副本等が含まれていたが、平成18年12月19日に廃棄されたと見ることが相当である旨判断している。

## 2 〇〇〇〇〇〇〇〇の個人情報について

異議申立人は、判決書写し及び「登記簿調査による土地調書」にある〇〇の個人情報は、異議申立人の個人情報でもありとして開示請求を行っている。

〇〇〇〇〇〇〇〇に係る個人情報は、原則として異議申立人に係る個人情報と異なり、開示請求の対象とならない。ただし、和歌山県個人情報保

護事務取扱要綱（平成15年6月18日制定）第4の4(4)により、死者である被相続人から相続した財産に関する保有個人情報については、死者に係る保有個人情報であると同時に遺族自身の保有個人情報でもありと考えられ、遺族自身を本人とする保有個人情報として、開示請求を認めるものとされている。

よって、判決書写し及び「登記簿調査による土地調書」にある当該〇〇に係る個人情報を異議申立人に係る個人情報でもありと認めることは、相当である。

### 3 保護条例の適用について

保護条例は、公布日である平成14年12月24日に当審議会の設置等に関する規定及び当審議会に意見を聴くこととする規定について施行され、その他の規定については、平成15年7月1日に施行された。

当該地図訂正申出は、保護条例施行前の平成13年3月に完結していることから、当該地図訂正申出の過程で収集された保有個人情報の収集及び利用については、当然保護条例が適用されない。ただし、保管されていた保有個人情報（具体的には「協会からの業務委託成果品等」に記載されていた個人情報）については、平成15年7月1日から廃棄日の平成18年12月19日までの間、廃棄も含めた管理について保護条例が適用されていたことになる。

### 4 本件処分について

#### (1) 別紙の1の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、本人の同意なく、判決書写しを収集し利用できたことの根拠となる文書で、かつ、歴史的な文書であるはずの判決書写しが保存期間経過となったことを示すものにある異議申立人に係る保有個人情報と判断したが、判決書写しは、保護条例施行以前の平成12年度に行った当該地図訂正申出において入手したものであり、判決書写しの収集及び利用について保護条例の規定は適用されず、また、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、歴史的資料に該当しないため、保存期間（5年）経過後の平成18年12月19日に廃棄されていることから、請求対象の個人情報を作成又は取得していないとの理由で、非開示決定を行ったと主張している。

異議申立人は、実施機関が個人情報を収集し、及び利用するには保護条例の規定に基づいて本人の同意が必要であるのに、判決書写しを本人に無断で収集し、財務事務所及び法務局に提出することにより、当該地図訂正申出に利用していると主張している。また、開示請求書に「歴史的資料が期間経過となった根拠を記載した公文書。」と記載していることから、判決書写しは本来歴史的資料として長期保存されるべき公文書であるとの認識を持っていることがうかがえる。

よって、異議申立人は、実施機関による判決書写しの収集及び利用

が保護条例に違反し、廃棄についても不正に行われたとの認識のもと、本来できないはずの当該収集、利用及び廃棄を可能とした根拠となる公文書の開示を求めていると判断できることから、実施機関による開示請求対象の特定は、妥当である。

イ 保護条例第6条第2項は、「実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない」としたうえで、「本人の同意があるとき」は、この限りでないとして規定している。しかし、上記3のとおり、実施機関が当該地図訂正申出により判決書写しを収集し、及び利用したのは、保護条例の施行前である。

ウ 実施機関では、和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号。以下「文書規程」という。）第70条、第76条、第82条、第91条、第99条、第120条から第123条まで、第126条及び第133条から第137条までの規定により、廃棄の決定を受けた公文書（以下「廃棄公文書」という。）のうち、文書館長が歴史的価値があると認めるものについては、文書館長に引き継ぎ、歴史的な資料として文書館において特別に管理し、及び保存されることになっている。また、それ以外の廃棄公文書については、焼却、裁断等の適切な方法で廃棄処理を行うことが定められている。上記規定によって文書館長へ引き継がれた廃棄公文書については、当該廃棄公文書の公文書管理簿の備考欄等に文書館長へ引き継いだ旨が記載される。

上記1(2)のとおり、公開審査会は、判決書写しは「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、平成18年12月19日に廃棄されたと見ることが相当と判断している。その判断の根拠となる海草振興局建設部の平成12年度公文書管理簿には、「協会からの業務委託成果品等」を含む「支出票」について、歴史的資料として文書館に引き継がれた旨の記載はないことが確認できることから、判決書写しが文書館長によって歴史的価値があると認められたという事実は、存在しないと考えられる。

エ したがって、請求対象となる公文書は、作成又は取得されていないと見ることが相当である。

(2) 別紙の2の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」の添付書類として提出した判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報と判断したが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間（5年）経過により既に廃棄されていることから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書にある「平成13年1月15日付和歌山財務事務所長宛地図訂正同意願一件文書」とは、「財務事務所への同意願書」を指し、「平成13年3月23日付和歌山県知事木村良樹が申出た和歌山市上

三毛字東山田及び字北原を含む公図訂正申出一件文書」とは、「法務局への訂正申出書」を指すと考えられるが、それらに理由書とともに添付されている判決書写しは異議申立人の個人情報であるとして、添付されている異議申立人の個人情報の開示を請求する旨の記載があることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当である。

イ 上記1(2)のとおり、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間経過により既に廃棄されていると見ることが相当であることから、請求対象となる保有個人情報も既に廃棄されていると見ることが相当である。

(3) 別紙の3の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報と判断したが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間(5年)経過により既に廃棄されていることから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書にある「平成13年3月23日付」の文書とは、「法務局への訂正申出書」と判断でき、無番地が消滅した根拠として利用されている判決書写しの原本の開示を請求する旨の記載があることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記1(2)のとおり、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間経過により既に廃棄されていると見ることが相当であることから、請求対象となる保有個人情報も既に廃棄されていると見ることが相当である。

(4) 別紙の4の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、判決書写しにある異議申立人に係る保有個人情報と判断したが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された判決書写しは、保存期間経過により既に廃棄されていることから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書にある「平成13年1月15日付和歌山財務事務所宛に為した地図訂正同意願書一件」とは、「財務事務所への同意願書」を指すと考えられ、無番地が消滅した根拠として利用されている判決書写しの原本の開示を請求する旨の記載があることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記1(2)のとおり、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間経過により既に廃棄されていると見ることが相当であることから、請求対象となる保有個人情報も既に廃棄されていると見ることが相当である。

(5) 別紙の5の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「財務事務所への同意願書」に添付されている「登記簿調査による土地調書」にある〇〇〇〇〇〇

〇〇の情報を異議申立人の個人情報として請求したものと判断したが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された「財務事務所への同意願書」の写しに含まれる「登記簿調査による土地調書」は、保存期間（５年）経過により既に廃棄されていることから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書にある、「平成１３年１月１５日付和歌山財務事務所長宛地図訂正同意願書一件文書添付文書」とは、「財務事務所への同意願書」を指し、「平成１２年１２月２５日和歌山地方法務局閲覧所有者土地地番地目、地積等一覧表」とは、「登記簿調査による土地調書」を指すと考えられる。また、「〇〇〇〇名の記載した文書」との記載があることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記１（２）のとおり、「登記簿調査による土地調書」を含む「財務事務所への同意願書」の写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間経過により既に廃棄されたと見ることが相当であることから、請求対象となる保有個人情報も既に廃棄されていると見ることが相当である。

(6) 別紙の６の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「海建第７１１０号起案文書」に添付された判決書写しにある保有個人情報であると判断したが、「海建第７１１０号起案文書」には判決書写しが当初から添付されていないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行ったと主張している。

一方、異議申立人は、「海建第７１１０号起案文書」に判決書写しが添付されていたが、毀棄されたと主張しており、「海建第７１１０号起案文書」において、無番地が消滅した根拠として判決書写しの判決理由中の判断が利用されているとして開示請求を行っていることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記１（１）のとおり、「海建第７１１０号起案文書」に判決書写しは当初から添付されていなかったと見ることが相当であることから、請求対象となる保有個人情報は、作成又は取得されていないと見ることが相当である。

(7) 別紙の７の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「法務局への訂正申出書」とともに法務局で現在も保管されているカラー図面には〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇を眼鏡印でくくり「〇〇〇〇」との記載があることから、カラー図面にある異議申立人に係る保有個人情報であると判断したが、カラー図面は、実施機関が作成したものではなく、保有していないため非開示決定を行ったと主張している。

一方、異議申立人は、実施機関がカラー図面に〇〇〇〇〇及び〇〇

〇〇〇の所有者を「〇〇〇〇」と記載することにより、〇〇〇〇〇の所有者である異議申立人を地図訂正の関係者から不当に除外していると主張していること及び開示請求書に「〇〇〇〇と〇〇〇〇が同一土地所有者〇〇〇〇であるとする根拠を記載した文書（個人情報）」と記載していることから、カラー図面は実施機関により作成されたとの認識のもと、カラー図面に〇〇〇〇及び〇〇〇〇の土地所有者を「〇〇〇〇」と記載した根拠を開示請求したものと考えられる。

イ 上記1(1)のとおり、カラー図面は、実施機関が作成したものではないと見ることが相当であることから、実施機関が「〇〇〇〇と〇〇〇〇が同一土地所有者〇〇〇〇であるとする根拠を記載した文書（個人情報）」も、作成又は取得していないと見ることが相当である。

(8) 別紙の8の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、異議申立人は「財務事務所への同意願書」に添付されている判決書写しは自己の情報であるとの認識のもと、当該自己情報を廃棄した事実を記載した公文書を開示請求したものであるとした。そして、判決書写しは、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたと考えられるが、「協会からの業務委託成果品等」を廃棄した事実を記載した公文書は、海草振興局建設部の公文書管理簿であると判断した。しかし、当該公文書管理簿には個人情報は一切記載されていないため、開示請求の対象が、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないためとの理由で非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書に「廃棄の事実を記した公文書」と記載してあることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記1(2)のとおり、公開審査会は、判決書写しは「協会からの業務委託成果品等」に含まれていたが、保存期間経過後の平成18年12月19日に廃棄されたと見ることが相当と判断している。その判断の根拠となる海草振興局建設部の平成12年度公文書管理簿が、請求対象に該当するものと認められる。また、振興局における文書の廃棄は、文書規程第120条の規定によって準用される第69条第3項に基づき、起案の方法によって決定されることから、判決書写しの廃棄についての起案文書が存在するのであれば、当該起案文書も請求対象に該当するものと考えられる。

当該起案文書については、公開審査会諮問第64号答申第5の2のとおり、既に廃棄されており、存在しないと見ることが相当である。よって、請求対象として存在するものは、当該公文書管理簿だけであると認められる。

ウ しかし、振興局の文書に係る公文書管理簿は、文書規程第119条により準用される第58条第3号に基づき、所属、保存期間、公文書分類番号、公文書名、公文書の種別、保管器具番号、公文書管理責任



者認印、引継年月日、文書庫書棚番号及び廃棄年月日が記載されることになっており、通常は、公文書管理責任者以外の個人情報記載又は押印されることはない。また、当審議会にて当該公文書管理簿を確認したところ、異議申立人の個人情報は、記載されていない。

よって、開示請求の対象は、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報には該当しないものと認められる。

(9) 別紙の9の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「登記簿調査による土地調書」中にある土地所有者名の記載誤りについて、保護条例に基づき当該誤りを訂正した文書にある保有個人情報を対象とした請求と判断したが、平成13年3月で当該地図訂正申出は完結しており、それ以降、「登記簿調査による土地調書」を訂正する必要性がなく、誤りを訂正した文書を保有していないことから、非開示決定を行ったと主張している。

一方、異議申立人は、実施機関及び個人情報取扱事務を受託した者は、保有個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならないが、実施機関は誤った書類を作成したままで、いまだに訂正していないと主張している。

監察査察監が異議申立人からの通報に回答した平成21年9月3日付けの文書には、「登記簿調査による土地調書」に、通報どおり土地所有者名の記載誤りがあると記載されており、開示請求書記載の「監察査察課の調査結果についての報告書中、記述の誤り」とは、「登記簿調査による土地調書」中にある土地所有者名の記載誤りのことを指すことは明らかであり、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 実施機関によれば、「登記簿調査による土地調書」は、当該地図訂正申出の実施に当たり、対象地域の土地について、協会の担当調査士事務所が不動産登記簿を調査して作成したもので、異議申立人が相続した土地の所有者名を被相続人と誤って記載しており、現在も「海建第7110号起案文書」、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」の添付書類として保管されているが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された「登記簿調査による土地調書」は、保存期間（5年）経過後の平成18年12月19日に廃棄されている。

保護条例第7条は、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない」と規定している。当該規定は、「海建第7110号起案文書」並びに保護条例施行後から廃棄されるまでの期間における「財務事務所への同意願書」写し及び「法務局への訂正申出書」副本等に添付されている「登記簿調査による土地調書」中の保

有個人情報について適用されると考えられるが、平成13年3月で当該地図訂正申出は完結していることから、「登記簿調査による土地調書」を訂正する必要性を認めておらず、また、その後平成20年に異議申立人が関わってくるまでの間、当該地図訂正申出に関する公文書は全く作成していないことから、所有者名の誤りを訂正した文書を作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

また、現存する「海建第7110号起案文書」、「財務事務所への同意願書」及び「法務局への訂正申出書」中の「登記簿調査による土地調書」において当該誤りが訂正されていないことから、請求対象となる文書は、作成又は取得されていないものと見ることが相当である。

なお、保護条例第7条の規定は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で行うこととされていることから、実施機関が土地所有者名の誤記を訂正していないとしても、本条に違反しているとはいえない。

(10) 別紙の10の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、異議申立てに係る開示請求の対象について、「登記簿調査による土地調書」の所有者名を誤った記載についての個人情報利用同意書及び当該地図訂正申出に利用した異議申立人の個人情報の管理について記載した文書にある保有個人情報を対象とした請求と判断したが、法務局で不動産登記簿を調査して土地所有者の情報を収集する場合には、土地所有者から個人情報の利用同意書は得ておらず、また、地図訂正申出に利用した各個人に関する保有個人情報の管理についての文書も作成することはなく、異議申立人に関する利用同意書及び保有個人情報の管理についての文書も保有していないと主張している。

別紙の10の開示請求のうち、「平成21年9月3日付和歌山県監察査察監中野光雄より報告のあった「調査結果中所有者欄の〇〇〇〇の記述は誤っています」。「現時点では修正できない」としているが修正ができない理由」に対しては、実施機関は、平成23年4月22日付け監察第9号での非開示決定を行っているので、海草振興局建設部に係る請求対象は「この誤った記述による個人情報の利用同意書、公図訂正に利用した〇〇〇〇の個人情報の管理についての文書」となり、実施機関の異議申立てに係る請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 不動産登記簿及び不動産登記記録の閲覧又は謄本等の請求は、法務局において何人も行うことができる。したがって、登記記録は公にされているものであり、実施機関が登記記録から個人情報を取得することについては、本人から同意を得る必要はない。

また、上記3から、保護条例施行以前の当該地図訂正申出が行われ

た時点において、特定個人についての保有個人情報の取扱いを規定した文書が作成されるとは通常考えがたいことから、請求対象を作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(11) 別紙の11の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、実施機関名が記載され、証明印が押印された判決書写しにある保有個人情報を対象としたものであると判断したが、当該地図訂正申出において判決書写しを収集及び利用したのは、保護条例施行以前であり、また、財務事務所及び法務局に現在も保管されている判決書写しには、実施機関名の記載及び証明印がないことが確認できることから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書には、実施機関が利用した判決書写しが保護条例第6条第2項5号による提供である場合には「実施機関名と証明印が必要」であるとの主張が記載された上で、「当該文書の開示」と記載されていることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 保護条例第6条第2項は、実施機関による個人情報の収集についての規定であるが、そもそも、当該地図訂正申出が実施されたのは平成12年度であることから、保護条例の規定は、判決書写しの収集には適用されない。

また、保有個人情報を提供する際に、当該保有個人情報が記載された公文書に実施機関名を記載し、また証明印を押印する旨の規定も存在しない。そして、財務事務所及び法務局に現在も保管されている判決書写しには、実施機関名の記載及び証明印がないことが確認できることから、請求対象を作成又は取得していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(12) 別紙の12の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、判決書写しについて保護条例第6条第2項により本人以外の者から収集することを相当とする理由を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象としたものであると判断したが、当該地図訂正申出は、保護条例施行以前の平成12年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる公文書を作成していないことから、非開示決定を行ったと主張している。

一方、異議申立人は、実施機関が個人情報取扱事務の目的を明示して異議申立人の同意を得ずに判決書写しを不正に取得し、地図訂正に利用していると主張しており、開示請求書に「和歌山県個人情報保護条件第6条第2項本人以外のものから収集することに相当する理由の開示」と記載されていることから、実施機関による請求対象の特定は、妥当であると認められる。

- イ 保護条例第6条第2項では、実施機関が個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないと規定するが、例外的に本人以外からの収集を認める場合として、同項各号を掲げている。しかし、当該地図訂正申出において判決書写しの個人情報を収集したのは平成12年度であることから、保護条例は、判決書写しにある個人情報の収集については適用されず、請求対象となる文書を作成していないとの実施機関の主張に、不合理な点は認められない。
- (13) 別紙の13の開示請求に対する非開示決定について
- ア 実施機関は、開示請求の対象について、当審議会の意見を聴いた上で、「法務局への訂正申出書」に添付した判決書写しにある個人情報を収集することを相当とする理由を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象としたものであると判断したが、判決書写しを取得したのは平成12年度であることから、保護条例は、判決書写しにある個人情報の収集には適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、非開示決定を行ったと主張している。
- 開示請求書には、実施機関が、「法務局への訂正申出書」に添付している判決書写しを異議申立人の同意を得ず勝手に収集していると主張した上で、「和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で収集したものであると思われる。収集することの相当とする理由書。」と記載されており、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。
- イ 保護条例第6条第2項第6号は、個人情報を本人以外から収集することができる場合として、当審議会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるときと規定している。しかし、同規定は、保護条例公布の日である平成14年12月24日から施行された。判決書写しにある個人情報を収集したのは平成12年度であることから、保護条例は、「法務局への訂正申出書」に添付した判決書写しにある個人情報の収集には適用されず、請求対象となる文書は作成していないとの実施機関の主張には、特に不合理な点は認められない。
- また、実施機関から当審議会に対し、保護条例第6条第2項第6号に基づき、異議申立人の個人情報を収集することについて、諮問された事実はない。
- (14) 別紙の14の開示請求に対する非開示決定について
- ア 実施機関は、開示請求の対象について、法務局において「法務局への地図訂正申出書」とともに保管されているカラー図面を利用した根拠を記載した文書にある異議申立人に係る保有個人情報であると判断したが、実施機関ではカラー図面を作成又は利用しておらず、また、当該地図訂正申出は、保護条例施行以前の平成12年度に実施したものであり、保護条例は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書の「地図訂正土地所在図訂正後地図に所有者名等記載した文書」とは、カラー図面のことを指すと認められる。異議申立人は、カラー図面が実施機関によって不正に作成及び利用され、地図訂正が行われたと主張しており、開示請求書に「同意もしくは承諾していないのに公図訂正に利用した根拠の開示。」と記載されていることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記1(1)のとおり、カラー図面は、実施機関が作成又は取得したものであると見ることが相当であることから、請求対象となる文書を作成していないとする実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(15) 別紙の15の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「海建第7110号起案文書」だけ保管して、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていた「法務局への訂正申出書」副本等を廃棄した理由を記載した文書及び廃棄した根拠となる文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象としたものであると判断したが、「協会からの業務委託成果品等」を保存期間経過により廃棄した理由及びその根拠となる公文書は海草振興局建設部の公文書管理簿であり、公文書管理簿には保有個人情報が記載されないため、開示請求の対象が、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないためとの理由で非開示決定を行ったと主張している。

実施機関の説明のとおり、「平成20年海建総第234号公文書非開示決定通知書」とは、平成20年12月10日付けの異議申立人の公文書開示請求に対し、実施機関が「協会からの業務委託成果品等」を対象公文書と特定し、保存期間経過による廃棄のためとの理由で非開示決定を行ったことを指す。また、「他の一件文書だけ保管して」とは、永久保存されている「海建第7110号起案文書」のことを指すと思われ、異議申立人は、「協会からの業務委託成果品等」も永久保存すべきとの認識のもと、廃棄したのであれば、その理由及び根拠の開示を求めるとしたものと考えられる。

イ 上記1(2)のとおり、「協会からの業務委託成果品等」に含まれていた「法務局への訂正申出書」副本等は、保存期間経過後の平成18年12月19日に廃棄され、その日付が海草振興局建設部の平成12年度公文書管理簿に記載されていることから、当該公文書管理簿は、請求対象に該当するものと認められる。また、上記(8)で述べたとおり、振興局における文書の廃棄は、起案の方法によって決定されることから、「法務局への訂正申出書」副本等の廃棄についての起案文書が存在するのであれば、当該起案文書も請求対象に該当するものと考えられるが、公開審査会諮問第64号答申第5の2のとおり、当該起案文書については、既に廃棄されており、存在しないと見ることが相

当である。よって、請求対象として現存するものは、当該公文書管理簿だけであると認められる。

ウ しかし、上記(8)ウで述べたとおり、当該公文書管理簿には、異議申立人の個人情報に記載されていないことが確認できることから、開示請求の対象は、保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないと認められる。

(16) 別紙の16の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、実施機関が判決書写しを実施機関以外へ公文書として提供した際、保護条例第13条により提供した個人情報の適切な管理のために講じた措置について記載された文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象としたものであると判断したが、判決書写しは、保護条例施行以前の平成12年度に実施した当該地図訂正申出において取得され、財務事務所及び法務局に提出されたものであり、当該提出については保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書には、「使用の目的若しくは使用の方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の適切な管理の為に講じた措置についての文書」と記載されていることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 保護条例第13条は、実施機関が実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合は、個人の権利利益を保護するため、必要があると認めるときは、提供先に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めている。しかし、当該地図訂正申出において財務事務所及び法務局に対して判決書写しを提供したのは平成12年度であり、保護条例は、判決書写しにある個人情報の財務事務所及び法務局への提出については適用されないことから、請求対象となる文書を作成されていないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(17) 別紙の17の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、保護条例第12条に基づいて判決書写しを当該地図訂正申出に利用するための「〇〇〇〇」の同意書又は利用できるようにした文書にある異議申立人に係る保有個人情報を対象としたものであると判断したが、当該地図訂正申出は保護条例施行以前の平成12年度に実施したものであり、保護条例の規定は適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから、作成又は取得していないとの理由で非開示決定を行ったと主張している。

一方、異議申立人は、上記第3の異議申立人の主張及び開示請求書から、実施機関は判決書写しを不正目的で利用しており、その利用について異議申立人からは同意を得られないので「〇〇〇〇」なる者から同意を取り付けたこととした可能性があるとして「〇〇〇〇として

同意とした同意書又は利用できる様にした文書」の開示請求を行ったものと思われ、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 「〇〇〇〇」とは、カラー図面に誤って記載されている土地所有者名であるが、上記1(1)のとおり、実施機関はカラー図面を作成していないと見ることが相当であることから、実施機関は、当該地図訂正申出において「〇〇〇〇」の個人情報を作成又は取得していないものと思われる。

また、保護条例施行前の当該地図訂正申出を行った時点において、保護条例第12条の規定に基づいて保有個人情報を利用できるようにする文書が作成されることはあり得ないことから、請求対象となる文書を作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(18) 別紙の18の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、開示請求の対象について、「法務局への訂正申出書」に添付されている判決書写しを保護条例何条何号に適合するとして収集又は利用したかを記載した文書にある保有個人情報を対象としたものであると判断したが、当該地図訂正申出において判決書写しを収集及び利用したのは平成12年度であることから、保護条例は、当該地図訂正申出における判決書写しの収集及び利用には適用されず、請求対象となる文書は作成していないことから非開示決定を行ったと主張している。

開示請求書には、判決書写しは異議申立人の個人情報であるとした上で、「この情報を当該保護条例何条何号の適合で収集又は利用したか。」と記載されていることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 判決書写しが収集及び利用されたのは、当該地図訂正申出が行われた平成12年度であり、保護条例施行以前であることから、保護条例の規定に則った文書が作成されることはあり得ない。よって、請求対象となる文書は作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

(19) 別紙の19の開示請求に対する非開示決定について

ア 実施機関は、異議申立人が、法務局には現在も「法務局への地図訂正申出書」が保管されており、〇〇〇〇氏の個人情報が存在しているのに、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された「法務局への訂正申出書」副本等は、保存期間経過により廃棄されて存在しないというのは、保護条例第7条に違反し、過去又は現在の事実が合致しないとして、実施機関が過去又は現在の事実が合致するよう努めたことが記載された文書にある異議申立人に係る保有個人情報を開示請求の対象としたものと判断したが、当該地図訂正申出は、保

護条例施行以前に完結しており、保護条例が全面施行された平成15年7月1日から判決書写し等が廃棄されるまでの間において、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努める必要がなく、請求対象となる文書を作成していないことから非開示決定を行ったと主張している。

実施機関が説明するとおり、「平成23年3月8日海建総第326号非開示決定」とは、異議申立人からの保有個人情報開示請求に対し、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された「法務局への訂正申出書」副本来添付されていた判決書写し等に記載されている〇〇〇〇〇〇〇〇の個人情報を対象として特定し、保存期間経過による廃棄のためとの理由で保有していないとして行った非開示決定である。

開示請求書から、異議申立人が、法務局には判決書写し等が存在するのに、実施機関では廃棄されて存在しないのは保護条例第7条に違反しているとしたうえで、過去又は現在の事実が合致するよう努めたことが記載された文書の開示を請求していることから、実施機関の請求対象の特定は、妥当であると認められる。

イ 上記1(2)のとおり、「法務局への訂正申出書」は法務局に現存するが、「協会からの業務委託成果品等」として実施機関に提出された「法務局への訂正申出書」副本等は、保存期間(5年)経過後の平成18年12月19日に廃棄されたと見ることが相当である。

上記(9)で述べたとおり、保護条例第7条の規定は、保護条例施行から廃棄されるまでの期間における「法務局への訂正申出書」副本等にある保有個人情報について適用されると考えられるが、平成13年3月で当該地図訂正申出は完結していることから、当該保有個人情報を訂正する必要性を認めておらず、また、その後平成20年に異議申立人が関わってくるまでの間、当該地図訂正申出に関する公文書は全く作成していないので、請求対象となる文書を作成していないとの実施機関の主張に、特に不合理な点は認められない。

#### 4 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、「第3 異議申立ての内容要旨」以外にも種々の主張をしているが、当審議会は、保護条例第39条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について判断するものであり、異議申立人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過



| 年 月 日       | 審査の経過             |
|-------------|-------------------|
| 平成23年 5月24日 | ○実施機関からの諮問を受理     |
| 平成23年 6月15日 | ○実施機関からの理由説明書を受理  |
| 平成23年 7月11日 | ○異議申立人からの意見書を受理   |
| 平成23年 7月19日 | ○審議               |
| 平成23年 8月24日 | ○審議               |
| 平成23年 9月14日 | ○審議               |
| 平成23年10月28日 | ○審議               |
| 平成23年11月16日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成23年12月16日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成24年 1月20日 | ○異議申立人からの意見の聴取    |
| 平成24年 2月17日 | ○審議               |
| 平成24年 3月22日 | ○審議               |
| 平成24年 4月27日 | ○審議               |
| 平成24年 5月25日 | ○審議               |
| 平成24年 6月15日 | ○審議               |
| 平成24年 7月27日 | ○審議               |
| 平成24年 9月14日 | ○審議               |





|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | 理由：作成又は取得していないため   |
| 7  | 平成23年4月13日<br><br>平成23年4月28日<br>付け海建総第17号 | 平成13年3月23日付申出人和歌山県知事木村良樹代理人○○○○が為した和歌山市上三毛字東山田、字北原等の公図訂正一件文書中、訂正後土地所在図全地番土地の所有者名と同一所有者の土地が複数存在する場合に眼鏡印でくくった朱書きの文書で○○○○土地所有者○○○○を削除している。和歌山市上三毛字東山田○○○○と○○○○が同一土地所有者○○○○であるとする根拠を記載した文書(個人情報)の開示<br><br>非開示決定<br>理由：作成又は取得していないため   |
| 8  | 平成23年4月11日<br><br>平成23年4月28日<br>付け海建総第19号 | 平成13年1月15日付和歌山財務事務所長宛地図訂正同意願書は和歌山県の公文書であり、和歌山県知事木村良樹が決裁し、申請している。ここに多くの個人情報編綴され、中でも○○○○が○○○○○○○○○相続した和歌山市上三毛字東山田○○○○○に係る○○○事件の判決書が含まれる。当該個人情報の利用については、平成13年頃であっても民法上同意が必要であったことと、和歌山県は個人情報を無断で利用した後勝手に廃棄処分した。としている。廃棄の事実を記した公文書の開示。<br><br>非開示決定<br>理由：開示請求の対象が、第2条第3号に規定する保有個人情報に該当しないため |
| 9  | 平成23年4月11日<br><br>平成23年4月28日<br>付け海建総第20号 | 平成21年9月3日付和歌山県監察査察監中野光雄の調査結果についての報告中、記述の誤は業者土地家屋調査士○○○○が作成時誤ったとしているが、和歌山県が看過した可能性があり、海建の指導した公文書は個人情報であり、和歌山県個人情報保護条例にもとづく訂正が必要である。訂正処置をした文書の開示<br><br>非開示決定<br>理由：作成又は取得していないため  |
| 10 | 平成23年4月11日                                | 平成21年9月3日付和歌山県監察査察監中野光雄より報告のあった「調査結果中所有者欄の○○○○の記述は誤って  |





